

子ども・子育て支援新制度について（保育の必要性について）

1 保育の必要性の認定（保育標準時間・保育短時間）について

- 平成27年度4月から開始予定の「子ども・子育て支援新制度」においては、市町村が下記の事由による「保育の必要性」を認定する。

「就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学」等が対象となる。

- 保育標準時間と保育短時間

保育標準時間（11時間保育）と保育短時間（8時間保育）の区分の設定

保育標準時間（11時間保育）・・・1か月120時間以上

保育短時間（8時間保育）・・・「1か月48時間以上64時間以下」の範囲で市町村が定める時間以上120時間未満

- 人吉市としては、就労時間の下限について48時間を予定している。

- 保育短時間の利用時間の考え方

保育短時間認定の子どもの保育時間（利用時間）については、施設ごとに、例えば9時から17時までといった一律の時間帯を設定していただくことを想定しています。その時間帯以外の利用については延長保育となる。

■ 保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合の取扱い

問

- (1) 例えば1日8時間・1か月14日勤務の場合のように、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となりますが、勤務日によっては8時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合、延長保育の利用による利用者負担発生の負担を避けるため、市町村の判断により保育標準時間認定を行うことは認められますか。

答

- (1) 保育必要量の認定に当たっては、1か月当たりの就労時間が120時間以上であれば原則として保育標準時間認定、120時間未満であれば原則として保育短時間認定として認定することとしています。

一方で、ご指摘の例のように1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としている場合であって、保育短時間認定を行うことが適当でないと市町村が認めるときは、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能であると考えています。

問

- (2)例えば、1日の就労時間は5時間ですが勤務時間帯が午後1時から6時までのため、保育の利用時間は8時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯（例えば午前9時～午後5時）を超えて施設を利用せざるを得ない場合はどうでしょうか。

答

- (2) 1日の就労時間は8時間未満ですが、勤務時間帯との関係から、常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市町村が認める場合についても、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能であると考えます。（ただし、保育短時間認定に係る利用時間帯が利用者の就労実態を踏まえ、適切に設定されていることが前提です。）

問

- (3)この他、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を必要とする時間帯がまちまちな場合はどうでしょうか。

答

- (3) この他、(1)(2)に当てはまらないケースであって、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちであって、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合については、保育短時間認定を行うことが適当でないとし、市町村が認める場合、保育標準時間として認定しても差し支えありません。
- なお、就労時間が8時間に満たない場合であっても、通勤時間等により利用時間が8時間を超えると市町村が認める場合については(1)に該当するものとし、1か月の中で最も早い就労開始時刻と最も遅い就労終了時刻の差が8時間以内の場合であっても、通勤時間等を含めた場合、その差が8時間以上となると市町村が認める場合については(3)に該当するものとして取り扱って差し支えありません。